

伊勢原市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の改正に係る主な改正点について

改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行されます。

○対象住宅の拡充

改正前	改正後
(a)昭和56年5月31日以前に着工した一戸建の住宅（兼用住宅を含む。） (b)昭和56年6月1日以後に増築又は改築していないもの。	(a)昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工されたもの。 (b)昭和56年6月1日以後に増築等していないもの <u>又は増築等に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの</u>

○対象者の拡充

改正前	改正後
(a)木造住宅を自ら所有し、居住する者とする。	(a)木造住宅を自ら所有し、居住する者とする。 <u>ただし、当該所有者が居住していない場合、自己の居住の用に供する場合に限り、当該所有者の配偶者又は一親等の親族を伊勢原市木造住宅耐震改修工事等承諾書（第1号様式）の提出により、所有者とみなすものとする。</u>

○対象区分及び補助金額の拡充

改正前	改正後
(a)耐震診断 補助率：1/2 上限：5万円	(a)耐震診断 <u>補助率：10/10 上限：10万円</u>
(b)耐震改修工事 補助率：1/2 上限：50万円	(b)耐震改修工事 補助率：1/2 上限：50万円
	(c) <u>耐震改修工事（沿道）</u> 補助率： <u>2/3</u> 上限： <u>100万円</u>
	(d) <u>除却工事</u> 補助率： <u>1/2</u> 上限： <u>25万円</u>
	(e) <u>除却工事（沿道）</u> 補助率： <u>2/3</u> 上限： <u>50万円</u>

○その他

- 補助対象経費に消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 改正に伴い、様式を変更する。

※詳細については、都市部建築住宅課にお問合せください。

（窓口は、市庁舎2階の10番窓口になります。）